

世帯全員の合計所得額と基準額との比較方法

申請理由を「3(1)世帯員全員の合計所得金額が認定基準額以下」でお考えの場合は、もしお手元に以下の資料があれば、世帯全員分の所得金額の合計が、下欄の基準額以内かどうかを申請前にご確認ください。その他の認定基準は長崎市 HP に記載しておりますので、表面の QR コードからご確認ください。

○給与所得者の場合 **令和6年分** 源泉徴収票 **又は** **令和7年度** 市民税・県民税税額通知書

令和 年分		給与所得の源泉徴収票										
支払 る者	住所又は居所											
		(受給者番号)										
		(個人番号)										
		(役職名)										
		氏名 (フリガナ) 										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収額		
	円	円				円				円		
給料・賞与												
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		特定老人人従人内人従人内人従人内人		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有		従有		円		人		人		人		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
円		円		円		円		円				
(摘要)												
生命保険料控除	新生命保険料	円	旧生命保険料	円	介護医療費控除	円	新贈与年金	円	旧贈与年金	円	その他	円

「給与所得控除後の金額」

令和 年度		給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者）	
所得	給与収入		
	給与所得 (所得金額控除前)		
所得	給与所得	主たる給与 以外の企業 所得区分	
	その他の所得計		
		総所得金額①	
所得控除	新 規		
	医 療 費		
	社会保険料		
	小規模企業共済		
	生命保険料		
所得控除	配偶者特別控除		
所得控除	扶 養 基 礎		
所得控除	所得控除合計②		
(適用)			

課税標準		所得区分		本人課税区分		配偶者課税区分		所得区分		本人課税区分		所得区分		本人課税区分	
所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得
総所得①		山林所得		配偶者特別		扶養基礎		所得区分		所得区分		所得区分		所得区分	
分離短期課税		分離長期課税		扶養等の課税		先物取引		所得区分		所得区分		所得区分		所得区分	
上乗率方式等の配当等								所得区分		所得区分		所得区分		所得区分	

「総所得金額①」

○自営業者等の場合 **令和6年** 所得税確定申告書の控（第一表）

[illegible]

表の上段部分

「所得金額等の合計」

世帯の合計所得額が
表の金額以下かご確
認ください。

(単位：円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額（所得額）	2,256,000	2,658,000	2,972,000	3,384,000	3,941,000

世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人
基準額（所得額）	4,533,000	5,097,000	5,342,000	6,103,000	6,410,000